

令和元年5月29日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03084

研究課題名（和文）一般意思を抽出し正義にかなった法を定めるための民主的立法過程に関する歴史的研究

研究課題名（英文）Historical Studies on Liberal-Democratic Legislation Process in French Revolution: Law as General Will

研究代表者

波多野 敏 (HATANO, Satoshi)

岡山大学・社会文化科学研究科・教授

研究者番号：70218486

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：1789年のフランス人権宣言では、自由は他人に危害を及ぼすことのない限りすべてをなし得ることと定める一方で、この限界は「法律」によって定めるとしている。本研究では、民主主義革命としてのフランス革命において、「自由」や「正義」と矛盾しない「法律」とは何か、また、このタイプの「法律」の民主主義的な制定プロセスをどのように定めようとしたかということ、革命期の憲法や人権宣言に定められた選挙制度とその実態に即して明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

フランス革命期に、「市民」は自律した意思を持つ統治主体と考えられたが、こうした「市民」は、アンシャン・レジームには存在しなかった。フランス革命は、自律した意思を持つ「市民」を形成し、この意思を持った「市民」によって、正義にかなった、かつ自由を保障する「一般意思の表明としての法律」を制定するシステムを構築しようとしたのである。本研究では、革命期の立法制度をめぐって、統治主体の形成と、人々を規律する法システムの形成とが、不可分の関係を持っていることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：Declaration of the Rights of Man and Citizen stipulates "Liberty consists in being able to do anything that is not harmful to others" and "Only the law may determine these limits." We are doing research into the democratic legislation process in the French Revolution, and the structure of law as the expression of general will. The revolutionaries think that only this type of law is compatible with liberty and justice. We make clear the basic character of liberal democratic legislation process through institutions of elections in the French Revolution.

研究分野：基礎法学

キーワード：法制史 西洋法制史 フランス法制史 フランス革命 一般意思 人権宣言

1. 研究開始当初の背景

フランス革命期の法史研究は、憲法学をはじめ実定法分野からの研究が主流であり、厳密な歴史的方法が適用されておらず、他方、一般史におけるマルクス主義的な社会経済史的アプローチでは法は社会経済構造の反映として捉えられるだけで、法そのもの構造については十分に解明されて来なかったと言える。

しかし、近年の政治文化論として革命を見る見方から、フランス革命はフランス史において初めて民主政が打ち立てられた民主主義の革命と見られ、こうした研究からは「法」についても、従来とは異なり新しい政治構造の中で、その固有の意味を考えようとするアプローチが生まれて来つつある。また、ミシェル・フーコーは政治権力と主体形成の問題を詳細に論じており、民主的な決定に参加する主体自体が権力的な作用によって生み出されていることを明らかにしている。さらにロールズの正義論は、人権宣言で法律の性質として言われる「一般意思」について、一種の正義の問題として読み解く手がかりを与えてくれる。

2. 研究の目的

上記の新しい研究状況を背景に、本研究では、人権宣言で言われる「一般意思の表明としての法律」を民主的プロセスの中で制定しようとした、フランス革命期の議会制度、選挙制度などの立法プロセスを明らかにする。

まず第一の課題としては「一般意思の表明としての法律」の観念をルソーや、革命期の政治家などの著作から明らかにすることが本研究の課題である。さらに、こうした「法律」を制定するために、革命家たちがいかなる立法制度を考え、またその基盤としての「市民」像をどのように描いていたかを検討する。そして、こうした革命家たちのイメージは憲法の規定を通じて、現実の選挙制度として具体化されてくる。こうした立法制度について、一般意思としての「法律」を定めるためのプロセスを具体的にどのように定めたかを明らかにすることが、本研究の目的である。

3. 研究の方法

本研究はまずルソーの一般意思論を読み解き、これと革命期の具体的な制度との関連を明らかにすることが課題となる。このためには、ルソーの社会契約論の読解を前提に、シェイエースやコンドルセ、ロベスピエールらの著作と議会議事録の調査・検討によって、ルソーの政治制度の構想とフランス革命で現実化する制度との関連を明らかにする。

次いで、革命期の立法システムについての基本的な考え方を明らかにすることが課題となる。これは、ムニエ、シェイエースやコンドルセなど革命期の憲法制定に関わり、選挙制度について考察した政治家たちの思想的研究が中心となる。革命家たちの著作に大半については、内外の図書館、またはフランス国立図書館のサイトを中心にネット上から資料を入手することができる。

こうした研究を下に、さらに彼らの思想が制度としてどのように具体化していくかを見る必要がある。この点は、議会での具体的な憲法制定その他の作業のなかで、立法府として実際にどのような制度が構想されていくのかを検討することで明らかにされる。これに関しては、Archives parlementaires、Moniteursなどの議会議事録が基礎資料となる。

革命期の「選挙」制度は、議会の議員を選ぶのみならず、伝統的には売官制の下にあった司法官や行政官、さらには聖職者を選ぶシステムになっている。こうした当時の「選挙」制度に

について、基本的な制度的構造を明らかにすると主に、具体的にどのようなプロセスを経て議員その他が選ばれていくかということ、選挙集会の議事録を中心に検討して明らかにする。この点について、各地の手稿を網羅的に調査研究することは短期間では無理であるため、国立文書館とコート・ドール県の文書館の文書を中心に検討を行う。

以上の作業を通じて、革命期の立法について、その思想的基盤から具体的な手続に至るまでの概要を明らかにし、民主的なプロセスの中で正義にかなった一般意思の表明としての法律を制定するという課題に革命家たちがどのように取り組み、またそこからどのような問題が生じてきたかを明らかにする。

4. 研究成果

ルソーにおける「一般意思」の概念は、本質と対象において一般的であること、つまりすべての「人」の意思に基づいてすべての「人」に同じように適用されるという、二重の意味で一般的であることによってその「正しさ」が担保されるという考え方である。各人の意思が一般性を離れ個別的な対象に向かうとき、一般意思の正しさは保障されない。さらに、ルソーは、こうした二重の意味で一般性を捉えることによって、一般意思に従うことはみずからの「正しい」意思に従うことになり、これは「自由」とは矛盾しないと考える。

革命期の「一般意思の表明としての法律」も基本的にこうしたルソー的な発想によっているが、ルソーが抽象的に、すべての「人」の意思に基づいてすべての「人」に同じように適用されると論じる部分に関しては、現実の法制度の中で実現することは不可能である。ルソー自身も、一般意思をしての法律の制定にはほとんど神のような存在が必要であることは認めている。が、それに加えて、現実の法制度において、あらゆる人に選挙権を認めることは不可能であり、たとえば未成年と成年、外国人とフランス人との境界などをどのように考えるかという問題が避けられない。

1789年人権宣言の第四条では、自由の限界は法律によって定めるとしているが、この法律の基本的性格について、第六条では「一般意思」としての二重の一般性に言及される。ただし、ここでは、法律は、すべてのものにとって同一でなければならないとする一方で、すべての「市民」が法の形成に関与できるとして、「人」ではなく「市民」という言葉が使われる。

ここにあるのは、「人」のうちだれが「市民」として法の形成に関わる資格を持つかという問題である。こうした問題については、シェイエースやコンドルセ等は、納税その他による市民資格の制限を考えた。彼らは、最終的には自律した意思を持つことが「市民」として法の形成に関わるための基本的な資格であると考えたのであり、ここから憲法その他の選挙権をめぐる複雑な規定の変遷が生まれてくる。これは、単純にブルジョワジーが貧者の選挙権を認めなかったというようなことではない。

一般に、革命期には究極的には神にその起源を持つ諸々の伝統によって制度が正当化されるのではなく、人間の意思によって新しい国を作るという社会契約論的な発想が基本に置かれたことも、個々の「市民」の意思を重く見ることにつながったと言える。

革命期の議論では、とりあえずは自律した意思が市民の資格として考えられ、自らの意思を持たないと見られた奉公人や、正常な意思を持たない犯罪者、自律した意思のための経済的基盤を持たない貧民などは、立法過程に関与できる「市民」とはみなされず、これが能動市民と受動市民の区別につながる。王権が停止された前後から、普通選挙的な制度が取り入れられるように見えるが、これは選挙権の有無という重大な線引きのための基準が必ずしも明確ではなく、具体的かつ説得的な基準が見いださなかったことが理由である。

結局革命期には、具体的かつ明確な基準が確立されることはなく、選挙権規定も時期によってさまざまに変化する。一方で、選挙権から排除された層を、「市民」として教育・再教育する試みも革命期にはさまざまに試みられた。コンドルセの構想した公教育制度は市民の育成を基本的な目的としていたが、のみならず刑務所制度と、そこでの労働を通じた犯罪者の更生や、公的扶助制度を通じた貧者の経済的自律への支援などもこうした「市民」形成のための制度という側面を持っている。また「奉公人」という立場が、主人に従属する存在であるかどうかと言うことも議論となった。

従来の革命論の中では、制限選挙制度を批判し、すべての人は選挙権を持つべきだと主張したロベスピエールの議論が、早くから普通選挙制を主張した議論として高く評価されていたが、本研究によれば、ロベスピエールの議論は、上述の「人」と「市民」の関係という問題を共有しておらず、この点で革命家の間ではまったくの少数派である。これが彼の議論が受け入れられなかった一つの原因であると考えられる。

また、「市民」たる資格の基礎としての「意思」という観点から説明できないのは、女性の市民権の問題である。革命期には、女性もさまざまに政治に関与しており、コンドルセのように女性の選挙権を認めようとする考え方もあったが、これも完全な少数派に留まっている。一見したところ早くから普通選挙制を主張したように見えるロベスピエールも、実際に政権を握ったあとには女性の政治活動を禁止するのであり、女性の市民権の問題を意識していたとは考えられない。自律した意思という観点から、少なくとも一定の女性には男性と同じく市民権を認められても良さそうであるが、現実にはまったくそうはなっていない。ジェンダーの問題についてはまた別の観点からの考察を必要であろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

波多野敏、フランス革命前後の公証人制度、大阪大学出版会、三阪佳弘編『大阪大学出版会「前段の司法」とその担い手をめぐる比較法史的研究』、査読無、2019、141-167.

波多野敏、松田恵美子、松原健太郎、高井裕之、平井亮輔、シンポジウム記録 国家と自由の空間、名城法学、査読無、67-4、2018、87-144.

〔学会発表〕(計 2 件)

波多野敏、松田恵美子、松原健太郎、高井裕之、平井亮輔、シンポジウム 国家と自由の空間、法制史学会秋期シンポジウム、名古屋大学、2017.

波多野敏、フランス革命期の一般意思の表明としての法律と自由、法制史学会中部部会、名城大学、2017.

〔図書〕(計 1 件)

波多野敏、勁草書房、生存権の困難：フランス革命における近代国家の形成と公的な扶助、2016、390.

〔その他〕

書評

波多野敏、書評 岡部造史『フランス第三共和政期の子どもと社会：統治権力としての児童保護』、査読無、法制史研究、68、2019.

波多野敏、書評 秋元真吾『フランソワ・オトマンの議会構想 - 封の構造、貴族の反乱』、法制史研究、査読無、66、2017、462-465.

波多野敏、書評 福田真希『赦すことと罰すること-恩赦のフランス法制史』、法制史研究、
査読無、65、2016、298-303.

6 . 研究組織

個人研究につき、研究分担者、研究協力者は無し。

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。